

## 日唐宋律令比較研究の進展

東京大学 大学院人文社会系研究科 教授

**大津 透**

(お問い合わせ先) TEL: 03-5841-3775 日本史学研究室



### 研究の背景

日本古代の国家形成は、中国の「律令」を継受して作った「律令法」が大きな枠組みとなっています。その特色を考えるには、唐代の律令と比較することが必要ですが、行政法にあたる「令」は散逸してしまいました。そこで様々な典籍から唐令条文を復原する作業が、仁井田陞・池田温など日本の東洋史学者によって、積み重ねられてきました。

ところが1999年に、中国の寧波の天一閣に『北宋天聖令』の写本が伝存していることが発見され、新たな唐令復原が可能になりました。しかし、なかなか全文が公表されないのが、将来の公表にそなえて2005年に日唐律令比較研究のための研究組織を作りました。

### 研究の成果

ようやく2006年秋になって、中国社会科学院歴史研究所により『天聖令校證』として全文が公刊され、唐令復原案も提示されました。それ以降、科研費メンバーに院生も加わって日唐宋令の比較検討を行い、日本で散逸した「倉庫令」や「医疾令」、税制や土地支配の研究など、律令制研究に進展をもたらしました。

成果は『日唐律令比較研究の新段階』『律令制研究入門』『唐研究』として出版したほか、『岩波講座日本歴史』22巻(2013-2016年)のなかに9編の論文を掲載しました。また、2006年以降、6回にわたって国際東方学会でシンポジウムを開き、歴史研究所など天聖令研究にあたった唐代史の専門家を招いて研究交流を進め、天聖令研究の国際的研究拠点となっています。

### 今後の展望

歴史研究所のメンバーが『天聖令校證』を刊行しましたが、私たちが中国に先んじて天聖令の研究体制を作っ

たことが刺激になったものです。科研費により公的な裏付けを得たことは、対外的に、中国の研究組織を動かす上で大きな意義がありました。「早く公開してほしい」と言っていた相手の黄正建氏が責任者になったのは、決して偶然ではなく、科研費申請書に書いたことがその後実現していきました。中国の研究者が、仁井田陞著『唐令拾遺』や日本古代史の律令制研究に敬意を払うようになったことにも意義があります。

人文系の学問は、しょせん個人研究ですが、史料を長い時間読み続けることでようやく意味がわかってくる面があります。同じ史料を長期にわたって多角的に研究するのは、一人では困難で、仲間とともに研究会として続けることが重要であり、それは科研費によって可能になったと思います。

これからは律令だけでなく、漢籍など中国文化の受容のあり方の分析を行うとともに、10年以上かけて作成してきた『新唐令拾遺』の原稿の刊行を目指したいと思っています。

### 関連する科研費

2005-2008年度 基盤研究(B)「日唐律令比較研究の新段階」

2009-2011年度 基盤研究(B)「日唐宋律令法の比較研究と『新唐令拾遺』の編纂」

2013-2016年度 基盤研究(B)「律令制的人民支配の総合的研究—日唐宋令の比較を中心に—」



「寧波天一閣博物館における天聖令写本原本調査(2015年9月)」